

小矢部市道の駅（令和6年4月1日改定）

改正後			現行				
別表			別表				
施設名	室名等	利用料金	利用料金				
			午前	午後	夜間	全日	
市民交流施設	展示コーナー	1時間当たり370円	9時～12時	12時～17時	17時～21時	9時～21時	
	体験交流室	1時間当たり310円					
	フリースペース（2室）	1室当たり1,080円（全日）	750円	1,260円	1,010円	3,020円	
	交流広場等屋外施設	1㎡当たり30円（全日）	790円	1,310円	1,050円	3,140円	
	附属設備	実費を勘案して市長が定める金額	1室当たり730円（全日）				
道路利用者の休憩施設	コインシャワー	1回（10分）当たり300円	1㎡当たり20円（全日）				
			実費を勘案して市長が定める金額				
			1回（10分）当たり200円				
備考			備考				
1 フリースペースの利用日数は、1回の申請につき90日以内とする。			1 フリースペースの利用日数は、1回の申請につき90日以内とする。				
2 市民交流施設の利用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合、商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合の利用料金は、当該施設の利用料金に、売上額の10パーセントに相当する額を加算した額とする。			2 市民交流施設の利用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合、商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合の利用料金は、当該施設の利用料金に、売上額の10パーセントに相当する額を加算した額とする。				
3 冷房又は暖房設備を利用する場合の利用料金は、当該施設の利用料金に、当該利用料金の20パーセントに相当する額を加算した額とする。ただし、附属設備の場合を除くものとする。			3 冷房又は暖房設備を利用する場合の利用料金は、当該施設の利用料金に、当該利用料金の20パーセントに相当する額を加算した額とする。ただし、付属設備の場合を除くものとする。				
4 仕込み（搬入）又は搬出のために利用する場合の利用料金は、当該施設の利用料金の50パーセントに相当する額とする。			4 仕込み（搬入）又は搬出のために利用する場合の利用料金は、当該施設の利用料金の50パーセントに相当する額とする。				
5 展示コーナー及び体験交流室について、利用時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、これを1時間とみなす。			5 展示コーナー及び体験交流室について、承認を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の利用料金の額は、1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）につき、当該利用時間帯の利用料金の30パーセントに相当する額とする。また、利用時間の短縮による利用料金は、減額しない。				
また、利用時間の短縮による利用料金は、減額しない。			6 交流広場等屋外施設の利用料金の額は、この表により算出された額を100分の105で除し、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、計算して得た額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。				
6 利用料金の額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。							